

成績評定対象外工事における検査書類の簡素化の試行開始について（お知らせ）

令和2年10月12日

広島県土木建築局

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等の推進を図ることを目的とし、受注者の検査に対する負担を軽減するため、書類の簡素化を図ることとしました。これにより、簡素化の対象工事については、成績評定を実施する場合と同様の資料を検査時に準備する必要はありませんので、次の対象書類を準備し受検してください。

なお、検査書類以外に係る履行期間中の工事関係書類については、これまでと同様に土木工事共通仕様書、建設工事請負契約約款及び関係法令に基づき、監督職員又は発注者に提出・提示する必要があります。次の工事関係書類以外を作成不要とするという内容ではないことに留意してください。

1 対象工事

土木建築局発注工事のうち成績評定対象外とする工事（営繕課発注を除く）

2 対象書類

次の工事関係書類を検査時に用意してください。

作成時期	書類名称	該当文書	備考
工事着手前 〜 施工中	①建退共証紙購入状況報告	共通仕様書 1-1-2-20 建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について (H20.9.9 建設産業室長通知)	請負代金額が300万円以上の工事が対象
	②建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について (H20.9.9 建設産業室長通知)	
	③施工計画書	共通仕様書 1-1-1-4	当該工種に着手するまでに提出する
	④「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出	共通仕様書 1-1-2-12-8	土砂の搬出開始日の20日前までに届け出る
	⑤工事打合せ簿	共通仕様書 1-1-1-2	施工中に必要な工事書類
	⑥産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書 1-1-1-19-2	産業廃棄物を搬出した場合
工事完成時	⑦工事完成図	共通仕様書 1-1-1-19	
	⑧工事管理台帳	共通仕様書 1-1-1-19	
	⑨出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-24-8	出来形管理基準、品質管理基準及び写真管理基準が定められていない工種又は項目については協議資料を準備する
	⑩品質管理表	共通仕様書 1-1-1-24-8	
	⑪工事写真	共通仕様書 1-1-1-24-8	

※情報共有システムにより交わした工事関係書類は紙で印刷し準備する必要はありません。

※工事の内容によりその他の書類を事前に準備するようお願い確認する場合があります。

※現地(出来形、品質、出来ばえ)の検査については、土木工事検査技術基準等に基づき契約図書等と現地を照合して確認を行います。

3 適用

別途お知らせする日までに検査を行う工事